

新型コロナウイルス感染症疑似症患者・陽性高齢者・陰性高齢者の
入院受入体制整備に係る補助金交付要綱

令和2年11月18日制定

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症疑似症患者・陽性高齢者・陰性高齢者の入院受入体制整備に係る補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症疑似症患者（以下「疑似症患者」という。）、新型コロナウイルス感染症陽性高齢患者（以下「陽性高齢者」という。）及び新型コロナウイルス感染症陰性高齢患者（以下「陰性高齢者」という。）の円滑な入院について支援を行うことにより、市内の医療提供体制の崩壊を防止することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定される、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者 新型コロナウイルスについて、既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者をいう。
- (3) 疑似症患者 新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項に基づく疑似症の届け出が出されている入院医療が必要な患者をいう。
- (4) 疑似症高齢者 疑似症患者のうち、65歳以上の患者をいう。
- (5) 陽性高齢者 65歳以上の新型コロナウイルス感染症患者をいう。
- (6) 陰性高齢者 新型コロナウイルスについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発 0206 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に定める退院基準を満たした65歳以上の新型コロナウイルス感染症患者をいう。
- (7) ADL不良者 日常生活機能（以下「ADL」という。）の評価を行った結果、全部分介助又は大部分介助が必要と判断された患者をいう。
- (8) 認知症患者 医師による診断の結果、認知症又はその疑いがあると判断された患者をいう。
- (9) 稼働病床 市からの依頼を受けて疑似症患者、陽性高齢者又は陰性高齢者の入院を受入れるために使用する又は使用している病床をいう。
- (10) 休止病床 市からの依頼を受けて疑似症患者、陽性高齢者又は陰性高齢者の入院を受入れるために休止する又は休止している病床であって、稼働病床以外のものをいう。なお、稼働病床と同じ

病室内の病床又は当該患者が他の入院患者と接触しないよう独立した動線を確保するために必要と認められる病床に限る。

(11) 確保病床 稼働病床及び休止病床をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、市からの依頼を受けて、疑似症患者、陽性高齢者又は陰性高齢者の受入体制を確保した市内医療機関として別に市長が定めるものとする。

2 市長は、「疑似症患者、陽性高齢者又は陰性高齢者に係る入院受入医療機関」として、前項の医療機関を登録したリストを作成し、市の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門等に共有することができる。

3 補助事業者は、前項のリストの作成及び共有について同意したものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 この要綱における補助対象経費は、次の各号に定める経費とし、補助金額は、各号ごとに定める金額の合計額を比較して最も多い金額を選定する。

(1) 疑似症患者の入院受入体制整備に係る経費

ア 疑似症患者の入院を受入れ、疑似症患者に係る入院受入医療機関リストへ登録されること
一医療機関当たり 2,000,000 円

イ 次のいずれかに該当するごとに項目に応じた金額を加算する。

(ア) 疑似症高齢者の入院を受入れること 一医療機関当たり 1,000,000 円

(イ) 疑似症患者かつADL不良者の入院環境を整備する又は整備していること
一医療機関当たり 1,000,000 円

(ウ) 疑似症患者かつ認知症患者の入院環境を整備する又は整備していること
一医療機関当たり 1,000,000 円

(エ) 確保病床が10床以上かつ稼働病床が5床以上であること 一医療機関当たり 5,000,000 円

(2) 陽性高齢者の入院受入体制整備に係る経費

ア 陽性高齢者の入院を受入れ、陽性高齢者に係る入院受入医療機関リストへ登録されること
一医療機関当たり 3,000,000 円

イ 次のいずれかに該当するごとに項目に応じた金額を加算する。

(ア) 陽性高齢者かつADL不良者の入院環境を整備する又は整備していること
一医療機関当たり 1,000,000 円

(イ) 陽性高齢者かつ認知症患者の入院環境を整備する又は整備していること
一医療機関当たり 1,000,000 円

(ウ) 確保病床が10床以上かつ稼働病床が5床以上であること 一医療機関当たり 5,000,000 円

(3) 陰性高齢者の入院受入体制整備に係る経費

ア 陰性高齢者の入院を受入れ、陰性高齢者に係る入院受入医療機関リストへ登録されること
一医療機関当たり 3,000,000 円

イ 次のいずれかに該当するごとに項目に応じた金額を加算する。

(ア) 陰性高齢者かつADL不良者の入院環境を整備する又は整備していること
一医療機関当たり 1,000,000 円

(イ) 陰性高齢者かつ認知症患者の入院環境を整備する又は整備していること

一医療機関当たり 1,000,000 円

(ウ) 確保病床が 10 床以上かつ稼働病床が 5 床以上であること 一医療機関当たり 5,000,000 円

(施設基準)

第 6 条 前条第 1 号ア及びイ(ア)並びに前条第 2 号アの規定による基準は、当該患者が他の入院患者と接触しないよう、独立した動線を確認していることとする。

2 前条第 1 号イ(イ)、前条第 2 号イ(ア)及び前条第 3 号イ(ア)の規定による基準は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)における ADL に関する基本診療料の施設基準その他これに準ずる基準を満たし、ADL 不良者の入院受入環境が整っていることとする。

3 前条第 1 号イ(ウ)、前条第 2 号イ(イ)及び前条第 3 号イ(イ)の規定による基準は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)における認知症に関する基本診療料の施設基準その他これに準ずる基準を満たし、認知症患者の入院受入環境が整っていることとする。

(交付申請)

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に交付申請書(様式 1)を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

(補助金の交付又は不交付決定)

第 8 条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定するときは、交付決定通知書(様式 2)により、補助事業者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の不交付を決定した場合には、不交付決定通知書(様式 3)により、補助事業者に通知しなければならない。

(交付条件)

第 9 条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 市長は、交付申請書の内容に虚偽が判明した場合、その他市長が交付を不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(2) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。

(変更承認)

第 10 条 補助事業者は第 8 条の規定による通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長に変更承認申請書(様式 4)を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは変更の承認を決定し、変更承認通知書(様式 5)により通知しなければならない。

(中止承認等)

第 11 条 補助事業者は第 8 条又は前条第 3 項による通知を受けた後、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に中止（廃止）承認申請書（様式 6）を提出しなければならない。

2 市長は、前項による中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは中止の承認を決定し、中止（廃止）承認通知書（様式 7）により通知しなければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、市長に実績報告書（様式 8）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 平面図（各患者の入院受入病室及び病床数を示し、疑似症患者又は陽性高齢者の入院を受入れるときは、当該患者と他の患者との動線確保状況を明示すること）

(2) 疑似症高齢者の入院を受入れる場合、入院実績が確認できる書類

(3) ADL 不良者の入院を受入れる場合、第 6 条第 2 項の規定を満たすことが確認できる書類

(4) 認知症患者の入院を受入れる場合、第 6 条第 3 項の規定を満たすことが確認できる書類

(5) その他参考となるべき書類

3 第 1 項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

(補助金の確定)

第 13 条 市長は前条の規定による実績報告を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定又は変更承認の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金額を確定し、確定通知書（様式 9）により通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金額の確定通知後、補助事業者から請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。ただし、補助金額の確定通知前であっても、補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）第 8 条に基づき、補助事業者からの請求により交付することが適切と認めるときには、一括又は分割して概算額を交付することができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に必要な事項は、保健福祉局医務監が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

(適用期日)

第2条 この要綱は、令和2年11月1日からの疑似症患者、陽性高齢者又は陰性高齢者の入院受入を行うための体制整備に対して適用する。